

令和6年10月 教育厚生委員会資料

第108号議案 令和5年度 長崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業 特別会計歳入歳出決算資料

目 次

1	歳入歳出決算資料		P 2
2	母子父子寡婦福祉資金貸付金回収金収納状況		P 3
3	母子父子寡婦福祉資金貸付金種類別貸付実績		P 4 ～ 5
4	母子父子寡婦福祉資金貸付金種類別貸付推移		P 6
5	母子父子寡婦福祉資金貸付金残高の状況（年度末）		P 7
6	母子父子寡婦福祉資金貸付事務の流れ		P 7
7	未収金対策への取り組み		P 8

こ ども 部

令和6年10月

1 歳入歳出決算資料

(歳 入)

(単位:円)

款・項	予算現額(A)	調 定 額	収入済額(B)	不納欠損額	収入未済額	予算現額との 比較B-A	収入済額の比率		事項別明細書 記載頁	審査意見書 記載頁	主な予算現額と収入済額 との差の説明
							対予算現額	対調定額			
1 繰入金	31,805,000	11,104,063	11,104,063	-	-	△ 20,700,937	34.9%	100.0%	P406、407	P90、91	貸付金元利収入が見込みを上回ったこと に伴い繰入金が減となったもの。
1 一般会計繰入金	31,805,000	11,104,063	11,104,063	-	-	△ 20,700,937	34.9%	100.0%			
2 繰越金	53,970,000	64,994,917	64,994,917	-	-	11,024,917	120.4%	100.0%			繰越金(前年度の決算剰余金)が見込 みを上回ったことによるもの。
1 繰越金	53,970,000	64,994,917	64,994,917	-	-	11,024,917	120.4%	100.0%			
3 諸収入	15,003,000	179,512,718	53,459,671	1,310,003	124,743,044	38,456,671	356.3%	29.8%			
1 貸付金元利収入	13,372,000	157,017,441	51,797,474	1,310,003	103,909,964	38,425,474	387.4%	33.0%			貸付金元利収入が見込みを上回ったこ とによるもの。
2 雑入	1,631,000	22,495,277	1,662,197	-	20,833,080	31,197	101.9%	7.4%			
歳 入 合 計	100,778,000	255,611,698	①129,558,651	1,310,003	124,743,044	28,780,651	128.6%	50.7%			

(歳 出)

(単位:円)

款・項	予算現額(A)	支出済額(B)	翌年度繰越額	不 用 額	執行率 B/A × 100	事項別明細書 記載頁	審査意見書 記載頁	主な不用額の説明	備 考
1 母子父子寡婦福祉資金 貸付事業費	27,833,000	15,539,495	-	12,293,505	55.8%	P408、409	P90、91		
1 母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費	27,833,000	15,539,495	-	12,293,505	55.8%				
貸付金	13,194,000	2,616,000	-	10,578,000	19.8%			母子父子寡婦福祉資金貸付金において、貸付額が見込みを下 回ったことによるもの。	
事務費	14,639,000	12,923,495	-	1,715,505	88.3%				
2 公債費	72,945,000	72,944,541	-	459	100.0%				
1 公債費	72,945,000	72,944,541	-	459	100.0%				
元金	72,945,000	72,944,541	-	459	100.0%				
歳 出 合 計	100,778,000	②88,484,036	-	12,293,964	87.8%				

歳入歳出差引額 41,074,615円 (①-②)

2 母子父子寡婦福祉資金貸付金回収金収納状況

(1) 令和5年度 (単位:円)

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
R5	現年度	45,929,782	40,848,379	-	5,081,403	88.9%
	過年度	133,582,936	12,611,292	1,310,003	119,661,641	9.4%
	合 計	179,512,718	53,459,671	1,310,003	124,743,044	29.8%

(2) 令和5年度収入未済額の内訳 (単位:円)

年度	合 計		母子父子福祉資金貸付金回収金		寡婦福祉資金貸付金回収金	
	人数	収入未済額	人数	収入未済額	人数	収入未済額
R5年度	59人	5,081,403	58人	5,068,403	1人	13,000
R4年度以前	160人	119,661,641	145人	113,433,535	15人	6,228,106
合 計	219人	124,743,044	203人	118,501,938	16人	6,241,106

(3) 令和5年度収入未済額のうち令和6年8月末までの収入済額の内訳 (単位:円)

年度	合 計		母子父子福祉資金貸付金回収金		寡婦福祉資金貸付金回収金	
	人数	収入済額	人数	収入済額	人数	収入済額
R5年度	5人	82,680	5人	82,680	-人	-
R4年度以前	109人	6,363,090	105人	6,143,415	4人	219,675
合 計	114人	6,445,770	110人	6,226,095	4人	219,675

※114人中、33人が完納、81人が一部納付であり、81人は(4)の人数と重複する。

(4) 令和5年度収入未済額の内訳(令和6年8月末現在) (単位:円)

年度	合 計		母子父子福祉資金貸付金回収金		寡婦福祉資金貸付金回収金	
	人数	収入未済額	人数	収入未済額	人数	収入未済額
R5年度	52人	4,998,723	51人	4,985,723	1人	13,000
R4年度以前	134人	113,298,551	124人	107,290,120	10人	6,008,431
合 計	186人	118,297,274	175人	112,275,843	11人	6,021,431

(5) 年度推移表 (単位:円)

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
26	現年度	134,104,479	111,013,980	-	23,090,499	82.8%
	過年度	171,565,601	24,316,483	-	147,249,118	14.2%
	合 計	305,670,080	135,330,463	-	170,339,617	44.3%
27	現年度	134,660,223	115,744,563	-	18,915,660	86.0%
	過年度	170,339,617	22,775,475	-	147,564,142	13.4%
	合 計	304,999,840	138,520,038	-	166,479,802	45.4%
28	現年度	115,138,557	99,210,249	-	15,928,308	86.2%
	過年度	166,462,102	21,741,046	-	144,721,056	13.1%
	合 計	281,600,659	120,951,295	-	160,649,364	43.0%
29	現年度	106,235,853	91,918,799	-	14,317,054	86.5%
	過年度	160,642,864	14,789,760	-	145,853,104	9.2%
	合 計	266,878,717	106,708,559	-	160,170,158	40.0%
30	現年度	88,648,392	76,424,795	-	12,223,597	86.2%
	過年度	160,161,458	16,039,209	-	144,122,249	10.0%
	合 計	248,809,850	92,464,004	-	156,345,846	37.2%
R元	現年度	78,583,555	70,019,041	-	8,564,514	89.1%
	過年度	156,337,146	11,696,825	-	144,640,321	7.5%
	合 計	234,920,701	81,715,866	-	153,204,835	34.8%
R2	現年度	78,736,712	71,378,468	-	7,358,244	90.7%
	過年度	153,127,085	12,369,419	-	140,757,666	8.1%
	合 計	231,863,797	83,747,887	-	148,115,910	36.1%
R3	現年度	70,148,690	64,356,292	-	5,792,398	91.7%
	過年度	148,115,910	11,415,298	-	136,700,612	7.7%
	合 計	218,264,600	75,771,590	-	142,493,010	34.7%
R4	現年度	57,192,053	51,811,689	-	5,380,364	90.6%
	過年度	142,462,210	14,259,638	-	128,202,572	10.0%
	合 計	199,654,263	66,071,327	-	133,582,936	33.1%
R5	現年度	45,929,782	40,848,379	-	5,081,403	88.9%
	過年度	133,582,936	12,611,292	1,310,003	119,661,641	9.4%
	合 計	179,512,718	53,459,671	1,310,003	124,743,044	29.8%

※ 過年度調定額は、減額変更後を記載

3 母子父子寡婦福祉資金貸付金種類別貸付実績

貸付金の種類	令和5年度貸付実績		内 容	貸 付 対 象 者		貸 付 金 限 度 額	据 置 期 間	償 還 期 限	利 子 ()内は、連帯保証人を 立てない場合の利率
	件数(件)	決 算 額 (円)		母子・父子家庭	寡婦家庭				
事業開始資金	-	-	新たに事業(例えば洋裁、軽飲食など)を開始するために必要な設備、機械等の購入資金	母 ・ 父	寡 婦	3,260,000 円	貸付日から1年	7年以内	無利子 (又は1. 0%)
				母 子 ・ 父 子 福 祉 団 体		4,890,000 円			
事業継続資金	-	-	現在営んでいる事業を継続するために必要な設備、商品等を購入する運転資金	母 ・ 父	寡 婦	1,630,000 円	貸付日から6か月	7年以内	無利子 (又は1. 0%)
				母 子 ・ 父 子 福 祉 団 体					
修 学 資 金	5 (母子4) (父子1)	2,016,000 (1,296,000) (720,000)	高校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に修学させるための授業料、書籍代、交通費等(大学等に就学する場合に係る経費等)に必要な資金	児 童 (父母のない児童を含む)	子	学校等種別及び学年別に別表1の限度額に基づき貸付を行う。 児童扶養手当法施行令第4条に定める計算方法に基づき算出した前年所得が682 万円(年収目安900 万円)を超える場合には、別表2の限度額を適用するものとする。	修学終了後6か月	20年以内 (専修学校(一般)は5年以内)	無利子
就 学 支 度 資 金	-	-	小学校、中学校、高校、大学、高等専門学校又は専修学校の入学に際して、入学金、被服等の購入に必要な資金	児 童 (父母のない児童を含む)	子	小学校	修学修了後6か月	就学 20年以内 (専修学校(一般)は5年以内) 修業 5年以内	無利子
						中学校			
						専修学校(一般・高等課程)、国公立高校			
						私立高校、専修学校(高等課程)			
						国公立大学院、大学、短大、高等専門学校、専修学校(専門課程)			
						私立大学院、大学、短大、高等専門学校、専修学校(専門課程)			
						修業施設等			
技 能 習 得 資 金	1	600,000	自ら事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するための授業料、通学費等の資金	母 ・ 父	寡 婦	[一般] 月額	技能習得後1年	20年以内	無利子 (又は1. 0%)
						[特別] 一括			
						自動車免許取得			
修 業 資 金	-	-	自ら事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	児 童 (父母のない児童を含む)	子	月 額 自動車免許取得	技能習得後1年	20年以内	無利子
就 職 支 度 資 金	-	-	就職するために直接必要な被服、靴等の身の回り品を整えるための資金	母・父・児童 (父母のない児童を含む)	寡 婦	一 般 通勤用自動車購入	貸付日から1年	6年以内	無利子 (又は1. 0%)
医 療 介 護 資 金	-	-	短期(期間が1年以内)の医療又は介護を受けるために必要な資金	母・父・児童 (介護の場合は児童を除く)	寡 婦	医 療(一般) 医 療(特別) 介 護	終了後6か月	5年以内	無利子 (又は1. 0%)
生 活 資 金	-	-	・医療介護資金を借受けて医療若しくは介護を受けている期間中の生活を維持するための資金 ・母子家庭又は父子家庭になって7年未満の者が生活を安定させるための資金 ・失業して1年以内の期間の生活を維持するための資金 ・技能習得期間中の生活を維持するための資金 ・家計急変者に対する生活資金	母 ・ 父	寡 婦	月 額 技能習得月額 家 計 急 変	・医療介護終了後 ・生活安定貸付期間満了後 ・失業中貸付期間満了後 ・技能習得後 ・生活資金貸付期間終了後6か月	・医療又は介護： 5年以内 ・生活安定貸付： 8年以内 ・失 業： 5年以内 ・技 能 習 得：20年以内 ・家 計 急 変：10年以内	無利子 (又は1. 0%)
住 宅 資 金	-	-	現に居住し、かつ、所有する住宅の補修、又は購入するための資金	母 ・ 父	寡 婦	一 般 特別(災害時)	貸付日から6か月	6年以内 特別 7年以内	無利子 (又は1. 0%)
転 宅 資 金	-	-	転居のため、住宅の賃借に際し必要な敷金、前家賃、運送費等の資金	母 ・ 父	寡 婦	260,000 円	貸付日から6か月	3年以内	無利子 (又は1. 0%)
結 婚 資 金	-	-	扶養している子どもの婚姻に際し必要な資金	児 童	子	310,000 円	貸付日から6か月	5年以内	無利子 (又は1. 0%)
合 計	6	2,616,000							

※表中のカッコ内は、母子家庭、父子家庭の内訳を記載(寡婦家庭への支給実績なし)。内訳の記載が無いものは、全て母子家庭。

母子:母子福祉資金 父子:父子福祉資金

(別表1)修学資金貸付限度額(月額)一覧表

学校等種別/学年別			1年	2年	3年	4年	5年
月 額							
高校、専修学校(高等課程)	国公立	自 宅	27,000 円	27,000 円	27,000 円	－	－
		自宅外	34,500 円	34,500 円	34,500 円	－	－
	私 立	自 宅	45,000 円	45,000 円	45,000 円	－	－
		自宅外	52,500 円	52,500 円	52,500 円	－	－
高等専門学校	国公立	自 宅	31,500 円	31,500 円	31,500 円	67,500 円	67,500 円
		自宅外	33,750 円	33,750 円	33,750 円	76,500 円	76,500 円
	私 立	自 宅	48,000 円	48,000 円	48,000 円	98,500 円	98,500 円
		自宅外	52,500 円	52,500 円	52,500 円	115,000 円	115,000 円
専修学校(専門課程)	国公立	自 宅	67,500 円	67,500 円	－	－	－
		自宅外	78,000 円	78,000 円	－	－	－
	私 立	自 宅	89,000 円	89,000 円	－	－	－
		自宅外	126,500 円	126,500 円	－	－	－
短大	国公立	自 宅	67,500 円	67,500 円	－	－	－
		自宅外	96,500 円	96,500 円	－	－	－
	私 立	自 宅	93,500 円	93,500 円	－	－	－
		自宅外	131,000 円	131,000 円	－	－	－
大 学	国公立	自 宅	71,000 円	71,000 円	71,000 円	71,000 円	－
		自宅外	108,500 円	108,500 円	108,500 円	108,500 円	－
	私 立	自 宅	108,500 円	108,500 円	108,500 円	108,500 円	－
		自宅外	146,000 円	146,000 円	146,000 円	146,000 円	－
大 学 院	修 士 課 程		132,000 円	132,000 円	－	－	－
	博 士 課 程		183,000 円	183,000 円	183,000 円	－	－
専修学校(一般課程)			52,500 円	52,500 円	－	－	－

(別表2)修学資金貸付限度額(月額)一覧表

学校等種別/学年別			1年	2年	3年	4年	5年
月 額							
高校、専修学校(高等課程)	国公立	自 宅	27,000 円	27,000 円	27,000 円	-	-
		自宅外	34,500 円	34,500 円	34,500 円	-	-
	私 立	自 宅	45,000 円	45,000 円	45,000 円	-	-
		自宅外	52,500 円	52,500 円	52,500 円	-	-
	高等専門学校	国公立	自 宅	31,500 円	31,500 円	31,500 円	67,500 円
自宅外			33,750 円	33,750 円	33,750 円	76,500 円	76,500 円
私 立		自 宅	48,000 円	48,000 円	48,000 円	89,000 円	89,000 円
		自宅外	52,500 円	52,500 円	52,500 円	102,500 円	102,500 円
専修学校(専門課程)		国公立	自 宅	67,500 円	67,500 円	-	-
	自宅外		77,500 円	77,500 円	-	-	-
	私 立	自 宅	84,500 円	84,500 円	-	-	-
		自宅外	108,500 円	108,500 円	-	-	-
	短大	国公立	自 宅	67,500 円	67,500 円	-	-
自宅外			86,500 円	86,500 円	-	-	-
私 立		自 宅	86,500 円	86,500 円	-	-	-
		自宅外	110,500 円	110,500 円	-	-	-
大 学		国公立	自 宅	69,500 円	69,500 円	69,500 円	69,500 円
	自宅外		92,500 円	92,500 円	92,500 円	92,500 円	-
	私 立	自 宅	95,000 円	95,000 円	95,000 円	95,000 円	-
		自宅外	121,000 円	121,000 円	121,000 円	121,000 円	-
	大 学 院	修 士 課 程		132,000 円	132,000 円	-	-
博 士 課 程		183,000 円	183,000 円	183,000 円	-	-	
専修学校(一般課程)			52,500 円	52,500 円	-	-	-

4 母子父子寡婦福祉資金貸付金種別貸付推移

(単位:円)

種 類 \ 年 度	令和3年度		令和4年度(a)		令和5年度(b)		前年度比較(b)-(a)	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額	件数	金 額
事業開始資金	1	2,560,000	-	-	-	-	-	-
事業継続資金	-	-	-	-	-	-	-	-
修 学 資 金	7	3,989,028	6	3,641,028	5	2,016,000	△1	△1,625,028
	(母子6)	(2,939,028)	(母子5)	(2,591,028)	(母子4)	(1,296,000)	(△1)	(△1,295,028)
	(父子1)	(1,050,000)	(父子1)	(1,050,000)	(父子1)	(720,000)	-	(△330,000)
就学支度資金	-	-	3	792,000	-	-	△3	△792,000
技能習得資金	-	-	-	-	1	600,000	1	600,000
修 業 資 金	-	-	-	-	-	-	-	-
就職支度資金	-	-	-	-	-	-	-	-
医療介護資金	-	-	-	-	-	-	-	-
生 活 資 金	-	-	-	-	-	-	-	-
住 宅 資 金	-	-	-	-	-	-	-	-
転 宅 資 金	1	87,000	1	129,000	-	-	△1	△129,000
結 婚 資 金	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	9	6,636,028	10	4,562,028	6	2,616,000	△4	△1,946,028
(母子)	(8)	(5,586,028)	(9)	(3,512,028)	(5)	(1,896,000)	(△4)	(△1,616,028)
(父子)	(1)	(1,050,000)	(1)	(1,050,000)	(1)	(720,000)	-	(△330,000)
(寡婦)	-	-	-	-	-	-	-	-

※表中のカッコ内は、母子家庭、父子家庭、寡婦家庭の内訳を記載。内訳の記載が無いものは、全て母子家庭。

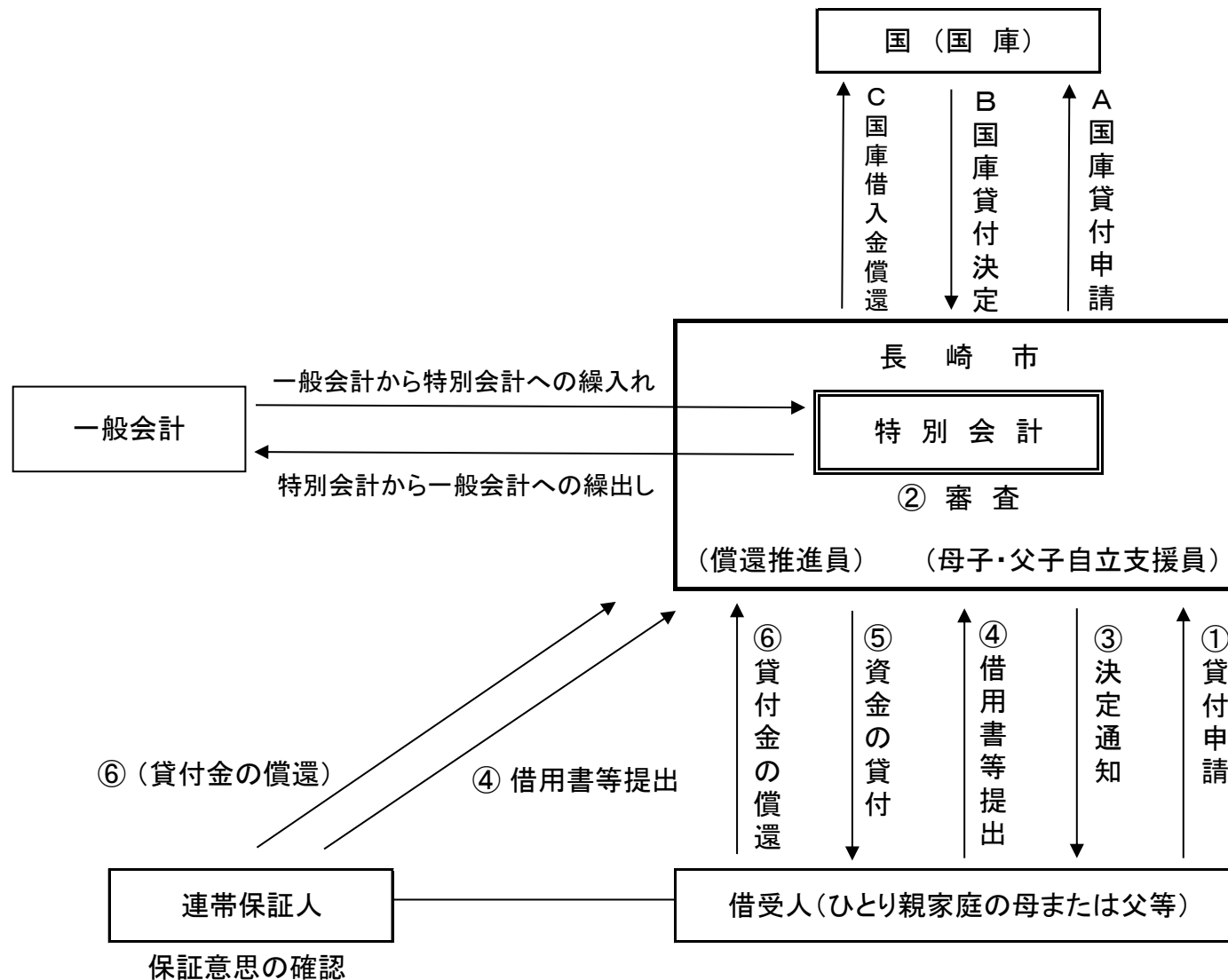
母子:母子福祉資金 父子:父子福祉資金 寡婦:寡婦福祉資金

5 母子父子寡婦福祉資金貸付金残高の状況(年度末)

(単位:千円)

年度	令和3年度	令和4年度(a)	令和5年度(b)	前年度比較 (b)－(a)
貸付金残高(元金)	389,046	329,848	279,544	△ 50,304

6 母子父子寡婦福祉資金貸付事務の流れ



7 未収金対策への取り組み

未収金対策に取り組んだ結果、令和5年度においては前年度末から約884万円の未収金を縮減することができた。
引き続き、以下の取り組みにより未収金の縮減を図っていく。

項目	内 容
文書催告	1 督促状の送付(毎月) 2 借受人及び連帯借受人へ催告書を送付(年2回) 3 連帯保証人へ納付指導依頼書を送付(年2回)
電話催告	1 償還推進員による納付催告 2 納付お知らせセンターによる電話催告 3 職員による納付指導
訪問催告	1 償還推進員による訪問徴収、納付指導(常時) 2 職員による臨戸訪問(随時)
滞納を発生させない取組	1 申請時及び貸付決定(借用書提出)時に、借受人・連帯借受人・連帯保証人に対し、原則、面談を必須として福祉資金の目的・性格及び今後の償還計画について十分に説明を行い、償還の意識付けを徹底する。 2 新規貸付者は口座振替での償還を原則とし、口座振替不能者に対しては電話による納付指導を行い徴収に努める。(新規貸付者は、100%口座振替となっている。) 3 償還期間中で納付書で償還している対象者に対し、口座振替推進の文書を送付し、口座振替への切り替えを進める。
滞納を削減させる取組	1 生活困窮等により一括納付が困難な場合は、生活状況に応じて分割納付を認めるが、履行状況を的確に把握し、不履行時は迅速な納付指導につなげる。 2 償還されず回収困難となっている債権のうち、法や条例に規定する債権放棄等の要件を満たす債権については、放棄等に向けた取り組みを進める。 3 償還されず回収困難となっている債権について、弁護士法人への業務委託により効果的な催告事務等を行うことで、徴収率の向上を図る。(令和6年度から実施)